

I 事業の概要

1 事業の目的

第3次男女共同参画基本計画では、性犯罪被害者が被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備することとしている。

また、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき作成された「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」では、各都道府県内に、少なくとも一つは、地域の事業としてワンストップ支援センターが設置されることが望ましいとしており、さらに、全国一律の支援の枠組みを決めてその設置を促進していくよりも、地域の実情に応じ、その持てる資源を有効に活用して、ワンストップ支援センターを設置していくことが適当としている。

これらを踏まえ、ワンストップ支援センターの開設・機能拡充等を主とする性犯罪被害者支援に関する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究することにより、取組ごとの課題や留意点を明らかにするとともに、それらの情報を他の地方公共団体及び関係機関等にも周知することにより、地方公共団体における性犯罪被害者等のための支援の更なる充実・推進に資することを目的とする。

2 対象事業

(1) 事業類型

本調査研究の対象事業は、次の①から③である。

- ① 被害者支援体制の構築・強化
- ② 相談支援機能の拡充・強化（急性期対応を含む。）
- ③ 広報啓発の推進・強化

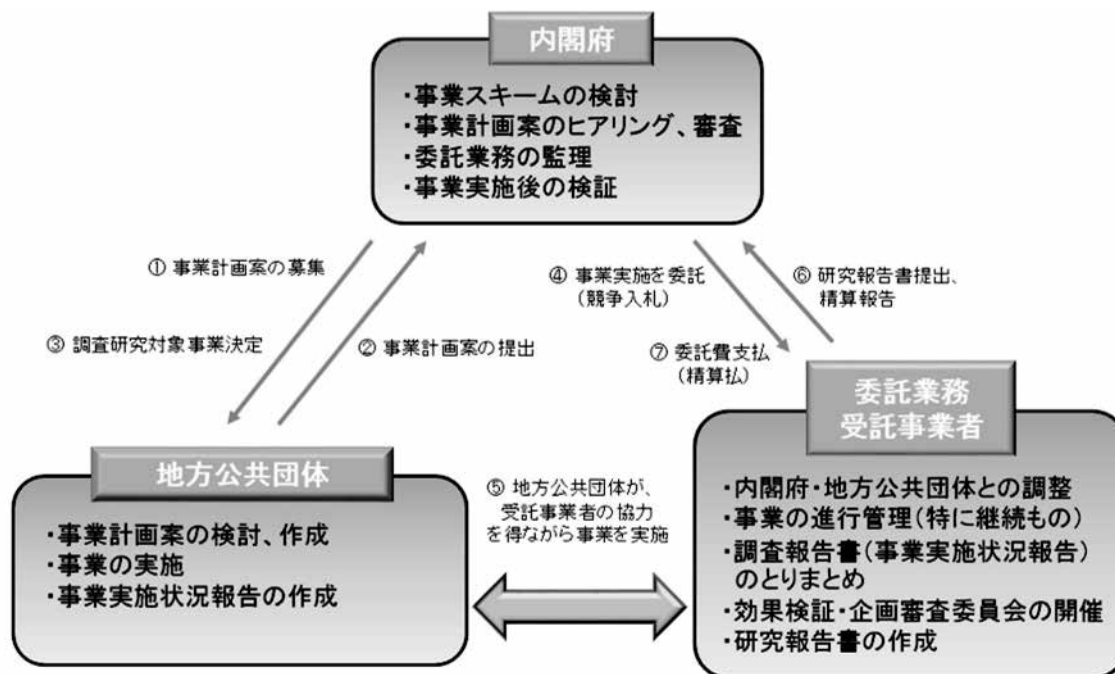
(2) 選定基準等

本調査研究事業の募集に対して、19の地方公共団体から事業実施計画案（以下「事業計画」という。）が提出された。各事業計画については、企画審査委員会（外部有識者及び内閣府職員により構成）において、有効性、具体性、独自性、波及性及び継続性等の観点から客観的に審査し、モデル事業としてふさわしい事業計画を本調査研究の対象として選定した。

3 対象事業の実施期間

各地方公共団体における事業実施期間については、委託業務受託事業者の決定時期を踏まえ、平成27年7月15日から約6か月間とした。

4 事業の実施体制と手続の流れ



5 効果検証委員会

本事業に取り組んだ地方公共団体が提出した実施結果報告書に基づき、有識者で構成された効果検証委員会において、その内容等に係る検証を行った。

検証結果については、Ⅱに委員会の所見として示すこととする。

検証委員（五十音順、敬称略）

戒能 民江 お茶の水女子大学 名誉教授

原 健一 佐賀県 DV 総合対策センター 所長

福井 裕輝 特定非営利活動法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会 代表理事

